

春日井の魅力発信パートナー取組実施に係る「Da Monde 春日井」ロゴマーク使用の制限について

○ 次のいずれかに該当するときは、使用申請について承認することができません。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるとき、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき
- (3) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用を承認することが不適切であると認めるとき

○ 上記の4号に基づくロゴマークの使用を承認することが不適切な主な事項等は、次のとおりです。

(業種等に関すること)

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 特定商取引に関する法律で、連鎖販売取引と規定される業種
- (8) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
- (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (15) 暴力団又は暴力団構成員であると認められるもの
- (16) 市税等を滞納しているもの

(取組内容に関すること)

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
 - コ 取組を掲載する媒体(複数の情報等が同一媒体に掲載等されている場合も含む)が市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力や犯罪を肯定し助長するようなもの
 - イ 残酷な描写など、善良な風俗に反するようなもの
 - ウ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - エ ギャンブル等を肯定するもの
 - オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの